情報公開文書

適応外使用する医薬品等の名称	「10%塩化ナトリウム水溶液」を５%NaCl 点眼液として使用
本医療の対象となる方	角膜浮腫のある患者
承認日	2021 年　8 月　25 日
対象期間	承認後から永続的に使用
概要	【添付文書に記載された使用方法】 10%塩化ナトリウム水溶液： 電解質補給の目的で、輸液剤などに添加して必要量を静脈内注射又は点滴静注する。 【適応外となる使用方法】 　角膜が浮腫状態にある時、視力が低下し、眼内の観察も難しくなります。5%NaCl 点眼液を点眼すると浮腫が軽減して視力が向上したり、眼内の観察が容易になります。現在、国内でこの目的で使用することのできる承認された医薬品はありません。そのため、注射薬である「10%塩化ナトリウム水溶液」を病院内で希釈して点眼液とします。点眼液は無菌性を保つ必要があるため、希釈する際には細菌等の混入の可能性が極めて低いクリーンベンチ内にて清潔操作で調製を行います。防腐剤が含まれないため、使用する際には点眼口が眼や他のものに触れないように注意していただき、病院で定めた使用期間内に使用していただきます。 【想定される不利益と対策】 点眼により一時的な刺激感があります。
問い合わせ先	眼科学講座 TEL：(0562) 93-2097